

「歯科技工士（所）として今おこなうべきこと～良質な歯科補てつ物等の確保のために～」

◎講演抄録

国民の健康に関する意識が高まるとともに、歯科医療においても質の向上や安全性を確保する観点から、歯科補てつ物等の質的担保を図りながら効率的な提供体制の構築が求められています。

厚生労働省より2005年（平成17年）には「歯科技工所の構造設備基準」及び「歯科補てつ物等の品質管理指針」の通知が、また昨年6月には「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針」の通知が発せられています。良質な歯科補てつ物等を作成する上で歯科技工士（所）として必要な対応や歯科技工所におけるトレーサビリティを補強するために必要な事項についてお話しします。

また、公益社団法人日本歯科技工士会では、診療報酬改定時に製作技術関連項目の適正な評価を求めるための活動を展開し、診療報酬改定内容に反映されるよう努めています。本年4月1日に実施された診療報酬改定の内容について説明するとともに、診療報酬の仕組み、構造も理解していただき、今後どう円滑に活かしていくかについてお話しします。

高齢社会を迎え、重要性を増す歯科技工のこれから担い手である若年層の減少が顕在化しています。歯科技工士資格試験の統一化等歯科技工の問題点を明確化して、将来における歯科技工士（所）のあり方について提示することが必要です。

歯科技工士が国民保健向上のための積極的な取り組みができるよう、歯科技工士（所）の現状と将来展望について、日本歯科技工士会の担う重要な役割、これからの方向性にも触れながら、皆さんとともに意識を共有したいと思います。

◎略歴

古橋 博美

- 1973年　日本医学技術学校歯科技工科卒業
- 1975年～歯科技工所開設
- 1990年～社団法人日本歯科技工士会役員
- 2011年～社団法人日本歯科技工士会会长
- 2012年～公益社団法人日本歯科技工士会会长
- 2009年～歯科技工士国民年金基金理事長
- 2011年～日本歯科技工士連盟会長